

議 第 1 5 号 議 案

安保法制の発動を中止することに関する意見書の提出について

安保法制の発動を中止することに関する意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成28年10月6日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者 富士見市議会議員 大 谷 順 子

賛成者 同 根 岸 操

同 加 藤 久美子

提 案 理 由

日本を海外で戦争する国にしないよう、安保法制の発動を中止することに関する意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

安保法制の発動を中止することに関する意見書

昨年9月19日に成立し、今年3月に施行した安保法制の発動が強く危惧されている。内戦状態が続く南スーダンのPKO（国連平和維持活動）に、11月にも青森の陸上自衛隊の部隊が派遣され、安保法制に基づいて「駆けつけ警護」などの新たな任務を担うとされている。襲撃された他国軍などを救出するため武器を使用する等、戦闘行為そのものとなっていく可能性が限りなく増大する。戦争放棄と戦力不保持、交戦権の否認を定めている憲法第9条に明らかに違反すると言わなければならない。

よって、富士見市議会は、政府に対し、自衛隊員の「戦死」、自衛隊員の発砲による現地住民の死亡を引き起こす安保法制の発動を中止し、紛争地域への貢献は憲法第9条の立場に立った人道支援、民生支援に徹するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
外務大臣 岸田文雄様
防衛大臣 稲田朋美様
内閣官房長官 菅義偉様